

阿波市障がい者基幹相談支援センター運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者（児）等やその家族などからの相談に対応するとともに、地域の相談支援体制の強化や権利擁護支援などを行う基幹相談支援センター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の2）を運営することで、障がい者（児）等が安心して日常生活及び社会生活を営むことができるよう、総合的に支援する。

この要領は、阿波市障がい者基幹相談支援センター運営業務（以下「本業務」という。）の受託者を公募型プロポーザル方式で選考するために必要な事項について定める。本業務を行うに当たり、価格のみによる競争ではなく、専門的な知識・経験を評価し、最も適した事業者を本業務の受託者として選定する。

2 業務概要

- (1) 業務名 阿波市障がい者基幹相談支援センター運営業務
 - (2) 業務内容 別紙「阿波市障がい者基幹相談支援センター運営業務委託 仕様書」のとおり
 - (3) 履行期間 令和8年10月1日から令和11年3月31日まで
 - (4) 委託上限額 37,327,000円（消費税及び地方消費税を含まない）
令和8年度 7,317,000円（消費税及び地方消費税を含まない）
令和9年度 14,880,000円（消費税及び地方消費税を含まない）
令和10年度 15,130,000円（消費税及び地方消費税を含まない）
上限金額は、委託業務における契約時の予定価格を示すものではなく、プロポーザル内容の規模を示すためのものである。
 - (5) 委託業務の対象となる経費
 - ア人件費 報酬、給料、職員手当等、賃金、法定福利費、費用弁償
 - イ事務費 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費等）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料等）、使用料及び賃借料（リース料等）、備品購入費
- ※備考 委託料は、実績に伴い返還を求める場合がある。

3 審査方法 企画提案書等による公募型プロポーザル方式

4 参加資格

参加者は、別紙仕様書に従い誠実に本業務を履行できる者かつ次の要件を全て満たしていなければならない。なお、本プロポーザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 申込書提出時点で、法第51条の19に規定する指定一般相談支援事業及び法第51条の20に規定する指定特定相談支援事業の実施があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項に

において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。
- (4) 阿波市暴力団等排除措置要綱（平成23年4月1日施行）第3条に該当しない者であること。
- (5) 過去において、一般相談支援事業者又は特定相談支援事業者の指定を取り消されたことがない法人であること。
- (6) 法第36条第3項各号に該当しないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。

5 スケジュール（予定）

(1) 概要

実施内容	期間または期限
公募開始（実施要領等公表）	令和8年7月17日（金）
質疑書提出期限	令和8年7月24日（金）午後5時まで
質疑に対する回答	令和8年7月29日（水）
参加申込書兼誓約書提出期限	令和8年8月 3日（月）
企画提案書等提出期限	令和8年8月14日（金）午後5時必着
参加資格結果の通知	令和8年8月17日（月）
ヒアリングの実施	令和8年8月21日（金）予定
提案者への結果通知	令和8年8月28日（金）予定
契約締結	令和8年9月末日予定

(2) 留意事項

- ・上記スケジュールは予定であり、市の都合により変更する場合がある。

6 質問の受付及び回答

(1) 概要

提出期限	令和8年7月24日（金）午後5時まで
提出方法	電子メールにて提出後、電話にて送信連絡を行うこと。 ※メールの件名は「阿波市障がい者基幹相談支援センター業務に関する質問【事業者名】」とすること。 ※上記以外の方法による質問等は受け付けない。
提出先	阿波市 健康福祉部 福祉事務所 社会福祉課（担当：田丸） メール shogaifu@awa.i-tokushima.jp 電話 0883-36-6812 ※受付時間は、土曜日・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。
提出物	質疑書（様式8）

回答方法	令和8年7月29日（水）午後5時までに、質問をとりまとめた上で、阿波市ホームページに掲載して公表する。
------	---

（2）留意事項

- ・質疑がない場合は、提出不要とする。

7 参加申込書の提出

（1）概要

提出期限	令和8年8月3日（月）【必着】
提出方法	郵送（簡易書留郵便に限る。）
提出先	〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田 201 番地 1 阿波市 健康福祉部 福祉事務所 社会福祉課
提出物	ア 参加申込書兼誓約書（様式1） イ 法人の定款、役員名簿（任意様式） ウ 法人の登記事項証明書 エ 直近1年間の国税及び地方税の納税証明書 オ 一般相談支援事業者を証する指定通知の写し

（2）留意事項

- ・令和8年8月19日（水）午後5時までに、参加申込書兼誓約書に記載された E-mail アドレス宛に参加資格結果の通知を行う。

8 企画提案書等の提出

（1）概要

提出期限	令和8年8月14日（金）【必着】
提出方法	郵送（簡易書留郵便に限る。）
提出先	〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田 201 番地 1 阿波市 健康福祉部 福祉事務所 社会福祉課
提出物	ア 企画提案書提出届（様式2） イ 法人概要（様式3） ウ 事業計画書（様式4） エ 職員体制（様式5）※組織図とシフト表を添付（任意様式） オ 配置予定者の資格を証する書類の写し カ 見積書（様式6）及び見積内訳書（様式7）3年度分 キ 阿波市障がい者相談支援センター設置予定施設の平面図
提出部数	正本1部、副本6部（※インデックスを付ける等わかりやすくすること。）

（2）留意事項

- ・見積書は、1 見積書記載金額に3年度分（令和8・9・10年度）の合計見積額を記入し、内訳金額に、各年度の見積金額を記入すること。金額は、消費税及び地方消費税を含まない。

8 企画提案書の作成要領

(1) 規格

原則として、A4判左方綴じ、片面印刷、文字サイズは11ポイント以上とする。

(2) 提案事項

事業計画書（様式第5号）以外の提案等がある場合は、別紙として追加できる。

ただし、(1)規格に沿って作成し、20ページ以内とし、提出日は企画提案書提出届と同日とする。

9 候補者の選定等

企画提案書等の審査及び評価は本市が設置する阿波市障がい者基幹相談支援センター業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において実施する。

(1) 概要

選定方法	企画提案書等を提出した提案者に対して、ヒアリングを実施する。 ※詳細については、各提案者に後日連絡する。
審査予定 日・場所	・審査予定日 令和8年8月21日（金）午後から ・場所 阿波市役所3階 304会議室
審査内容	・説明内容は、事前に提出された企画提案書等に基づくものとする。ただし、追加提案の説明は認めない。 ・説明時間15分、質疑応答時間10分、合計25分とする。 ・当日の出席者は2名以内とし、本業務に主として関わる担当者が行うこと。 ・パソコン、プロジェクター等を使用する場合は、パソコンは各自で準備するとともに、参加申込書兼誓約書（様式1）にて、使用の有無を記載すること。プロジェクターは市で準備する。
採点方法	・別紙1「評価基準表」に基づき、提出された企画提案書等の書類審査のほか、ヒアリングの結果もふまえ、総合的な観点から受託候補者を選定する。別紙1「評価基準表」の配点に基づき各委員が評価した点数により順位を付け、最も評価点の高い者を交渉権第1位として決定し、次いで評価の高い提案者を第2位の候補者として選定する。ただし、別紙1「評価基準表」審査項目1の配点が最低基準点（配点合計の6割とする。以下同じ。）以上であること。 ・上記において同点の場合は、提案金額の低い事業者を候補者として選定する。それでも同点の場合は抽選とする。 ・提案者が1者の場合であっても当該審査は実施することとし、審査における最低基準点以上の評価点を得た場合は、その提案者を交渉権第1位の候補者として選定する。 ※ヒアリング及び審査委員会による会議は非公開とする。
審査結果 の通知	本プロポーザルの審査結果は、全ての提案者に対し書面にて通知する。なお、審査結果に関する異議は、一切受け付けない。
契約手続	・審査により選定した「交渉権第1位の候補者」と随意契約に向けた交渉を行うものとし、企画・提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、地方自治法第

	234 条に定める随意契約の方法により契約を締結する。 なお、交渉権第 1 位の候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は交渉権第 1 位の候補者が「4 参加資格」の要件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、交渉権第 2 位の候補者と交渉を行うものとする。 ※プロポーザルの性質上、当該契約に当たり企画提案内容（見積内容を含む。）をもってそのまま契約するとは限らないので、留意すること。
--	--

1 0 企画提案書によるプロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと市が判断したときは中止又は取り消すことがある。この場合において、プロポーザルに要した費用を阿波市に請求することはできない。

1 1 審査結果の公表

審査結果については、交渉権第 1 位の候補者を選定後、交渉権第 1 位の候補者名、各参加申込者名、各評価結果、各見積額を公表する。

1 2 その他

- (1) 本提案に係る諸経費等は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差替は認めない。
- (4) 提出された書類は、審査目的以外には使用しない。また、提出された書類は審査目的の範囲内で複製する場合がある。
- (5) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。
- (6) 本企画提案において知り得た情報は、本企画提案の目的以外に使用しまたは第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、阿波市情報公開条例（平成17年4月1日条例第9号）に基づき、提出書類を開示する場合がある。
- (8) 提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ・本紙「4 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
 - ・提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ・審査の公平性を害する行為があった場合
 - ・見積書の見積額が本紙「2（4）委託上限額」を超えている場合
 - ・所定の期限までに提出書類または辞退届が提出されない場合

1 2 問い合わせ先

〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田 2 0 1 番地 1

阿波市 健康福祉部 福祉事務所 社会福祉課（担当：和田、田丸）

メール shogaifu@awa.i-tokushima.jp

電話 0883-36-6812